

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表2号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成27年6月1日

大磯町監査委員	高野澤 均
同	竹内 恵美子

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査年月日

平成 27 年 5 月 13 日 (水)

3. 監査対象の課等

政策総務部財政課

4. 監査の期間、範囲、事務

①平成 26 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について

②監査重点事項は、平成 27 年度大磯町監査方針による

③その他

5. 所掌事務の概要

予算編成、予算執行管理、決算等財政に係わる事務、財産管理及び契約に関する事務等を行っている。

(根拠規定：大磯町事務分掌等に関する規則第 3 条)

6. 監査結果概要

平成 26 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、適正に執行されているものと認められた。

要望事項については、以下のとおりである。

①町行財政について

一般会計においては補正回数が 10 回、補正総額は 5 億円を超えるなど、財務処理が煩雑化されているところである。財政状況が厳しいなか、他課等職員と情報を共有しつつ、連携して町の行財政運営に努められたい。

②新公会計について

業務委託をしている新地方公会計制度整備については、固定資産台帳更新をはじめとして、事前準備をしっかりと行っていただきたい。

③旧横溝千鶴子邸について

財政課で財産管理をしている旧横溝千鶴子邸の土地建物については、平成 25 年 4 月に寄附がなされ取得をしているが、今現在も利用がされていない。寄附者の意向、法的な諸問題もあると推測されるが、維持管理のみという状態が続いており、今後の利活用について検討を進めていただきたい。